

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

伊達市建設部水道課より大切なお知らせ

令和元年10月1日より指定給水装置工事事業者制度は5年ごとの更新が必要になります。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されます。

- 指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。
※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの申請受付期間
H10.4.1～H11.3.31	令和2年1月6日から令和2年9月29日まで
H11.4.1～H15.3.31	令和2年9月30日から令和3年9月29日まで
H15.4.1～H19.3.31	令和3年9月30日から令和4年9月29日まで
H19.4.1～H25.3.31	令和4年9月30日から令和5年9月29日まで
H25.4.1～R元.9.30	令和5年9月30日から令和6年9月29日まで

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、通知をします。
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

- 申請受付期間内に申請書類の提出をして下さい。

- 更新の要件は**新規指定と同様**となります

- ① 給水装置主任技術者の選任
- ② 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③ 水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

- 更新申請に必要な書類

※水道法第25条の2を準用
・指定申請書及び誓約書
・機械器具調書
・定款及び登記事項証明書(法人)
又は住民票(個人)
・選任する主任技術者の確認書類(免状又は技術者証等)

- ◎ 指定更新申請時に4項目の確認を行います

※事業の運営に関する基準(法令第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- i. 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ii. 業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- iii. 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- iv. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

- ◎ 4項目確認資料

・講習会の受講修了証等
・外部研修の受講実施履歴等
※自社内研修は証明不要
・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

◇ 更新申請についてのお問い合わせは
伊達市建設部水道課建設係 [TEL:0142-82-3297](tel:0142-82-3297)(ダイヤルイン)